

別表第1（第6条第1項関係）

補助事業者の区分	補助金の額
第4条第1項第1号に該当する者	一般枠該当者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 300,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 400,000円のいずれか少ない額
	一般枠該当者かつ移住者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 400,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者かつ移住者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 500,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第2号に該当する者	一般枠該当者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 200,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 300,000円のいずれか少ない額
	一般枠該当者かつ移住者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 300,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者かつ移住者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 400,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第3号に該当する者	一般枠該当者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 250,000円のいずれか少ない額
	子育て枠該当者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 350,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第4号に該当する者	- 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 500,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第5号に該当する者	- 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は 50,000円のいずれか少ない額